

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

中郷ハイツ・みなみハイツ・清水ハイツの入居者募集

○中郷ハイツ1戸 (3DK)

▶家賃等 (月額)

家賃 25,000円 (駐車場代: 1,500円/1台)
共益費 2,750円

▶申込資格

申込資格①②③④を全て満たしている方
※単身者も条件により入居可能ですので、ご相談
ください。

○みなみハイツ1戸 (B棟5号) (2LDK)

▶家賃等 (月額)

家賃 21,400円～42,000円 (所得により決定)
共益費 2,750円

▶申込資格

政令による収入控除後の世帯の合計所得額が月額
15万8千円以下 (条件により所得月額が21万4千円
以下) で、申込資格①②③④を全て満たしてい
る方

○清水ハイツ1戸 (201号) (3DK)

▶家賃等 (月額)

家賃 18,400円～36,200円 (所得により決定)
共益費 2,000円

▶申込資格

政令による収入控除後の世帯の合計所得額が月額
15万8千円以上48万7千円以下で、申込資格
②③④を全て満たしている方

○申込資格詳細

- ①住宅に困窮していること
- ②同居親族 (婚姻予定者も含む) を有すること
- ③納付すべき税や料金に滞納がないこと
- ④申込者または同居予定者が反社会的勢力者でないこと

○共通事項

▶募集期間

- ① 10月11日 (火) ～10月24日 (月)
- ② 10月25日 (火) ～

※期間内に複数の申込みがあった場合は、入居審
査や抽選等により入居の決定を行います。

なお、①の期間内に申込みがない場合に、②の
募集を行い、②の期間内は申込みがあれば終了
します。希望する方は事前に問い合わせください。

▶受付時間

午前9時～午後4時 (土日、祝祭日を除く)

▶受付場所

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室

▶申込方法

入居申込書に必要事項を記入の上、下記へ直接ご
持参ください。

※募集要項および申込用紙は、中郷ハイツ管理室に
準備しているほか、町ホームページから取得可能
です。

▶入居可能日

入居決定後、10日以内

※不明な点等がありましたら、気軽に問合せくだ
さい。

▶申込・問合せ先

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室 ☎85-1831

新型コロナウイルス感染症関連情報

町民の皆様及び事業者の皆様へのお願い

本県も含め、全国的に新規陽性者数の減少傾向は続いています。現在朝日町においては、新規陽性者数が増加傾向にあります。

つきましては、これ以上の感染拡大を食い止めるため、町民の皆様及び事業者の皆様におかれましては、引き続き以下の基本的な感染防止対策等を徹底していただくよう、ご理解、ご協力をお願いします。

1. 感染防止対策の徹底等について

- ・場面や状況に応じた不織布マスクの正しい着用や、換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底を引き続きお願いします。
- ・特に換気が不十分になると、クラスター発生の要因となるエアロゾル感染のリスクが高まりますので、効果的な換気の徹底をお願いします。
- ・子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践し、同居する高齢者や基礎疾患のある方と会話する際にはマスクの活用などを考えてください。
- ・重症化予防に有効なワクチン接種について、3回目又は4回目を希望される皆様は、できるだけ早く接種を受けてください。
- ・県内の薬局やドラッグストア等において無料でPCR検査・抗原検査を受けることができますので、無症状でも少しでも感染に対する不安を感じたら、積極的に無料のPCR検査・抗原検査を活用してください。（町内医療機関では、町民の方を対象に無料のPCR検査を実施しています）

2. 企業活動等における感染防止対策等について

- ・従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」の遵守の徹底をお願いします。
- ・テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。
- ・従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP事業継続計画の作成・点検を進めてください。
- ・体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得やテレワーク、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。
- ・従業員の方がワクチン接種を受けやすい環境を整備してください。
- ・従業員の方が療養に入る際や職場に復帰する際は、証明書の提出を求めず、医療機関のPCR結果通知や診療明細書、陽性者健康フォローアップセンターの登録確認通知メールなどによる代替についてご協力をお願いします。

（右面に続く）

新型コロナウイルス感染症関連情報

3. 県外との往来等について

- ・移動する場合には、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後にPCR検査・抗原検査を活用するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底してください。
- ・特に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認するとともに、早期のワクチン接種をお願いします。

4. 会食等について

- ・会食の際も、不織布マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・職場での昼食や休憩中の飲食等も含め、黙食を基本とし、会話をする際はマスクの着用を徹底してください。
- ・会食時の人数制限はありませんが、パーティションの設置や人と人との適切な距離を確保するなど、密にならないようにしてください。
- ・都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。
- ・河川敷など屋外で芋煮会を行う場合、人と人との適切な距離を確保する、会話をする時はマスクを着用するなど感染防止対策を徹底してください。

マスクを外した会話・会食・カラオケが、最大の感染リスクです！

【会食における感染防止の取組み】

- ・飲酒は節度を守り、深酒などは控える。
 - ・箸やコップは使い回さず、お酌はしない。
 - ・体調が悪い人は参加しない。
 - ・カラオケを利用する場合は、十分な距離を取り、マスクを着用する。
 - ・会話タイムと飲食タイムを分けて、飲食が始まるタイミングで、主催者から極力会話を控えるようお願いし、会話タイムでは常に不織布マスクを着用する。
- ※なお、弁当やテイクアウトの活用もお勧めします。

5. 重症化リスクの高い方やワクチンを接種できない方等の感染防止について

- ・高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い方及びそのご家族は、できるだけ感染リスクが高い行動は避けるなど感染対策を徹底してください。
- ・健康上の理由等でワクチンを接種できない方や、ワクチン接種の対象年齢に満たない子どもへの感染を防ぐため、そのご家族は感染対策を徹底してください。
- ・高齢者や子どもへの感染を防ぐため、介護施設や保育施設、幼稚園、学校等に従事する方は、感染対策を徹底してください。

なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。

▶問合せ先

総務課 危機管理対策室 危機管理環境係 ☎67-2111

朝日町ふるさと歴史教室「古文書から見るくらし」を開催します

町内に残る歴史資料にふれながら、当時の生活や産業について学ぶ講座です。初めての方でもお気軽にご参加ください。

- ▶日 時 10月19日、26日
11月9日、16日、22日、30日（全6回）
午後7時30分～午後9時
- ▶会 場 創遊館 2階会議室

▶講 師 小川澄夫氏、長岡信悦氏
（朝日町町史編さん専門員）

▶申込方法
10月14日（金）まで、下記へ申込みください。
※定員になり次第受付を締め切ります。

▶申込・問合せ先
教育文化課 生涯学習係 ☎67-2118

在宅酸素療法者へ電気料金を一部助成します

▶対象者

町内に住所があり、呼吸器機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、医師の処方により在宅酸素療法として酸素濃縮器を使用している方。
※施設入所の方や、長期入院中の方は、助成の対象にはなりません。

▶申込方法

申請書、身体障害者手帳、印鑑、支払希望金融機関の預金通帳を持参し、10月21日（金）まで下記申込みください
※申請書は健康福祉課にあります。

▶申込・問合せ先
健康福祉課 福祉係 ☎67-2132

キノコ採りに伴う事故防止

道迷いや滑落等に注意して、キノコ採りでの事故・遭難を防止しましょう。

- 慣れた山でも一人では行かず、行先、帰宅時間を家族に告げ、早立ち早帰りをしましょう。
- 入山前に携帯電話のGPS機能を有効にしましょう。（電池切れ対策に予備バッテリーを！）
- 携帯電話、食料や水、雨具や防寒具を忘れずに準備しましょう。
- 体力に不安、体調の悪い時は山に入らず、途中で中断し下山しましょう。

- クマ、ハチに注意しましょう。（クマ鈴、ラジオ等を持参！）
- 道に迷ったらむやみに動き回らず、見晴らしの良い場所で助けを待ちましょう。

▶問合せ先

朝日町山岳遭難対策委員会
総務課 危機管理対策室 危機管理環境係
☎67-2111

廃棄物の不法投棄は犯罪です

10月は「不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間」です。

不法投棄等を見かけた場合には、右記の「不法投棄110番」へご連絡ください。

また、海岸漂着ごみは、内陸部のポイ捨てや屋外で放置されたプラスチックごみが川へ流れ、海にたどり着いたものがおよそ7割です。

不法投棄されたものは、地域を汚すとともに海も汚します。みんなで不法投棄を撲滅しましょう。

▶不法投棄110番

総務課 危機管理対策室 危機管理環境係
☎67-2111
村山総合支庁保健福祉環境部環境課
廃棄物対策担当 ☎023-621-8422